

令和6年度八尾市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針

第1 目的

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の工賃向上のために、物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達を官公署以外の民間企業にも広く奨励し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、本市においても障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るよう努めることが求められている。

本市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、物品等の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とし、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

第2 調達方針

1 調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障がい者就労施設等が受注することが可能なもの。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設（障がい者支援施設）

イ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設（地域活動支援センター）

ウ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設）

エ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者の地域における作業活動の場として、同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者（在宅就業障がい者）

ク 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する団体（在宅就業支援団体）

3 物品等の調達目標

ア 調達方針に基づき、各課における障がい者就労施設等からの物品等の調達の予定等について、集計の上、遅滞なくその概要を取りまとめ市ホームページ等へ公表するものとする。

イ 予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

優先調達の目標額については、別途定める。

4 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

オ 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を幹旋・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を活用するなど、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、

結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障がい者就労施設等からの物品の調達に準ずるものとする。

5 障がい者の就業促進に関するための措置

市は、八尾市障がい者基本計画及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等関係法令を踏まえつつ、障がい者の就業促進のための取組みに努めるものとする。

6 障がい者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に関する事項

発注予定内容等について、市ホームページ等を活用し可能な限り情報提供し、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

7 調達実績の取りまとめ及び公表

調達実績については、障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

第 3 調達推進体制

1 各課において、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取組みを推進し、可能な限りすべての課が物品等の調達を行うこととする。

2 物品等の契約にあたっては、八尾市財務規則（昭和 39 年八尾市規則第 33 号）の定めによることとする。